

鮭川村除雪機械購入事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 村長は、住民自らが行う除排雪の負担軽減と地域住民の自助及び共助の機運の醸成を図り、冬期間の安全で安心な生活を確保するため、除雪機械の購入費用に対し、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とし、1世帯1人とする。ただし、同一住所で世帯分離している場合はどちらか一方の世帯を対象とする。

(1) 村内に住所を有する者

(2) 村税等（各種保険料、使用料を含む）に滞納がない者

(3) 過去に同補助金の交付を受けていない者

(補助対象要件)

第3条 補助金は次の各号に定める要件をすべて満たす場合に交付するものとする。

(1) 購入により取得した小型除雪機または、農業機械等に装着することで、当該除雪機と同等以上の作業能力を有すると認められる除雪用アタッチメント（スノーラッセル、スノーブローア、スノーバケット等）。ただし、個人間の売買により取得した除雪機は、補助金の交付対象としない。

(2) 補助金申請をした年度の3月31日まで納品されること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に定める除雪機の購入にかかる経費の4分の1以内とし、10万円を上限とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鮭川村除雪機械購入事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び次に定める書類を添付して村長に提出するものとする。

(1) 見積書及びカタログの写し

(2) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、鮭川村除雪機械購入事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条に規定する交付の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、諸般の事情により補助金の交付申請を取り下げようとするときは、鮭川村除雪機械

購入事業費補助金交付申請取下書（様式第3号）により、速やかに村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項による届出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、鮭川村除雪機械購入事業費補助金実績報告書（様式第4号）及び除雪機械を購入したことがわかる書類を添付して、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、鮭川村除雪機械購入事業費補助金額の確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（返還）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該取り消しにかかる補助金の返還を交付決定通知者に対し命じるものとする。

（1）偽りその他の不正な手段により補助金を受けたとき。

（2）その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。